



第21号様式(第39条関係)

許可一廃第14号

一般廃棄物収集・運搬業許可証

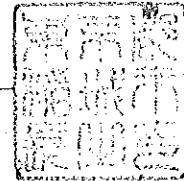
住 所 川越市大字下赤坂627-7

氏 名 (株)遠藤商会

稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第52条第1項の規定により、一般廃棄物収集・運搬業について、下記のとおり許可する。

平成22年3月26日

稲城市長 石川 良一



記

- 1 業者番号 14
- 2 許可の有効期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日
- 3 事業の範囲
 - (1) 一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
 - (2) 収集区域 稲城市内
- 4 許可の条件
 - ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を厳守し、且つ市長の指示に従うこと。
 - ②廃棄物の運搬は、許可申請に登録した車両のみとする。
 - ③資源物の中間処理及び最終処分に関しては貴社施設、または、貴社契約施設で対応すること。
 - ④収集契約を締結した際、顧客リストを提出すること。
 - ⑤収集契約締結事業所別排出量報告書を毎月提出すること。
 - ⑥貴事業所で請け負った廃棄物は、貴事業所が責任をもって収集、運搬、処分を行うこと。
 - ⑦稲城市内で収集する一般廃棄物に限る。
 - ⑧上記の許可条件に違反した場合、許可を取り消す。

この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に稲城市長に異議申立てをすることができます。